

# 本別町就学前教育・保育のあり方について

～認定こども園の新たな可能性と未来に向けて～

平成 27 年 7 月

本 別 町

## ～目 次～

はじめに	2
策定の趣旨	2
第1章	
1. 本別町の人口・世帯の状況	3
(1) 人口動態	3
総人口構成の推移、子どもの人口の推移、通学区別学齢人口	4
2. 本別町の就学前の子どもの教育・保育の現状	5
(1) 幼稚園の現状	5
近年の園児数の推移（カトリック幼稚園）	5
(2) 保育所の現状	6
近年の児童数の推移（中央・南保育所）	6
近年の児童数の推移（勇足・仙美里・美里別へき地保育所）	7
(3) 地域子育て支援の現状	8
地域子育て支援拠点事業	8
一時預かり事業	8
ファミリー・サポート・センター事業	8
第2章	
1. 本別町の就学前の子どもの教育・保育の課題	9
(1) 社会の変化と子どもの教育・保育に関する環境について	9
就学前教育・保育児童数の推移	9
就学前児童数の推計	9
(2) 老朽化施設の整備・更新について	10
施設別建設年次	10
(3) 職員の資質の向上と研修の充実	11
本別町立保育所の職員数	11
幼稚園の職員数	11
(4) 行政改革の取り組みについて	12
(5) 就学前教育・保育充実と小学校との接続の円滑化について	12
2. 幼保連携型認定こども園への移行の推進	13
(1) 国内の認定こども園の整備状況環境	13
(2) 本別町における教育・保育施設の状況	13
(3) 本別町の教育・保育の一体提供の推進の考え方	13
認定こども園とは	14
認定こども園での1日の過ごし方（参考）	14
3. へき地保育所のあり方について	15
第3章	
1. 本別町がめざす就学前の子どもの教育・保育のあり方について	17
基本方針	17
2. 認定こども園における教育・保育サービスのあり方	18
3. 認定こども園における良好な教育・保育環境について	18
4. 財源関係	19
参考資料	
新制度における経費内訳について（試算）	22
常設保育所（中央・南保育所）の運営費	23
へき地保育所（勇足・仙美里保育所）の運営費	24
地域子育て支援拠点事業の職員数	25
地域支援センターの運営費	25
認定こども園を民間事業者が建設した場合の財源支援	26
幼稚園就園奨励費に係る経費について	26

## はじめに

### 策定の趣旨

急速な少子化の進行、家庭、地域を取り巻く環境の変化が進む今日にあって、安心して、子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない重要課題の一つとなっています。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立され、これまでの乳幼児期における教育・保育、子育て支援のあり方は大きく転換され、平成27年4月から新しい子ども・子育て支援制度がスタートしました。

子ども・子育て関連3法のもと、新制度の実施主体であります地方自治体においては、教育・保育のニーズに対し、質・量ともに充実した幼稚園、保育園、認定こども園などの提供体制を確保するため、子ども・子育て支援事業計画を定め、地域の実情に応じた子ども・子育て支援にかかる施策を進めることが求められています。

本町においても、「子どもの笑顔は地域の宝 地域で支える子ども・子育て」を基本理念とした「本別町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）を策定し、就学前の子どもの教育・保育に関する今後のあり方、取り組み事項と方策、推進体制等を示し、持続可能で町民満足度の高い子ども・子育て支援施策の指針としたところです。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、かつその発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供していく必要があります。

これに携わる町内すべての幼稚園・保育所がともにより質の高い教育・保育の提供を実践し、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことのできる魅力ある本別町の教育・保育を実現しなければなりません。

このあり方は、子ども・子育てにかかる国の大幅な制度改正を考慮しつつ、次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、希望するすべての子どもに質の高い就学前教育、保育を必要とする子どもに質の高い保育を保障するとともに、本別町の就学前教育・保育の一体的提供に向けた取り組み、本別町における認定こども園の整備指針を策定するものです。

#### ※1「子育て関連3法」

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

#### ※2「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

#### ※3「地域の子ども子育て支援の充実」

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

# 第1章

## 1. 本別町の人口・世帯の状況

### (1) 人口動態

本町の人口は、若者の町外転出、出生率の低下、高齢化の進展が重なり人口減少の流れが激しくなっているのが現状です。

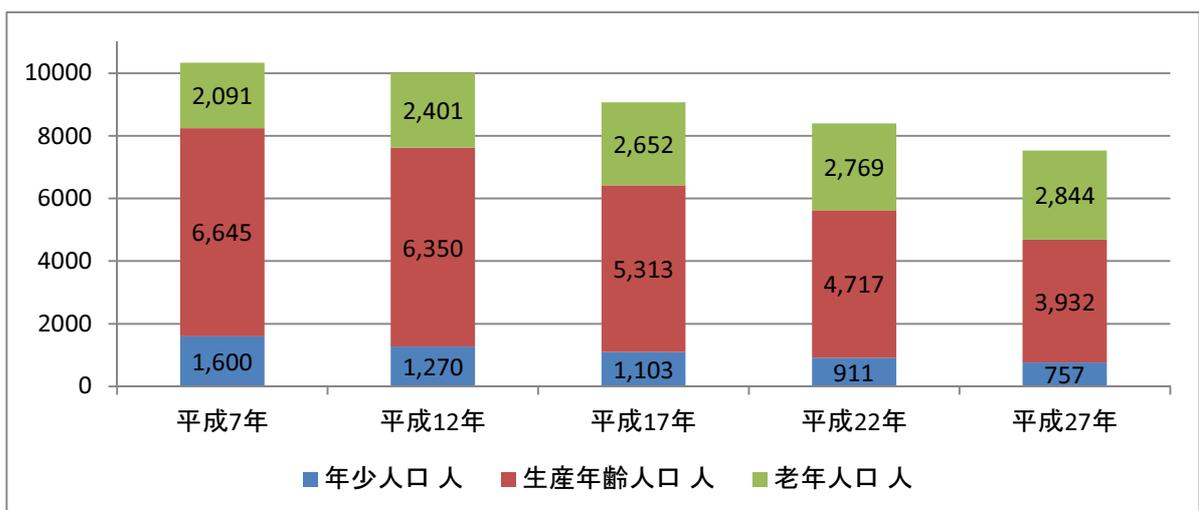
要因としては、働く場の少なさに加え、離農、官公庁・企業の統廃合などが重なり、減少が続いています。さらに、平成2年からは、出生者数より、死亡者数が上回る現状にあります。

人口構成を見ると、出生率の低下により、年少人口比率（14歳以下）が平成7年（国調）15.5%であったものが、平成27年（住基）に10.0%となり、逆に高齢者比率（65歳以上）が平成7年（国調）20.2%であったものが、平成27年（住基）には、37.8%となっており、少子高齢化が急速に進んでいます。

### ■総人口構成の推移

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	人	1,600	1,270	1,103	911	757
	%	15.5	12.7	12.2	10.8	10.0
生産年齢人口 (15～64歳)	人	6,645	6,350	5,313	4,717	3,932
	%	64.3	63.4	58.6	56.2	52.2
老年人口 (65歳以上)	人	2,091	2,401	2,652	2,769	2,844
	%	20.2	24.0	29.2	33.0	37.8
総人口	人	10,336	10,021	9,068	8,397	7,533
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

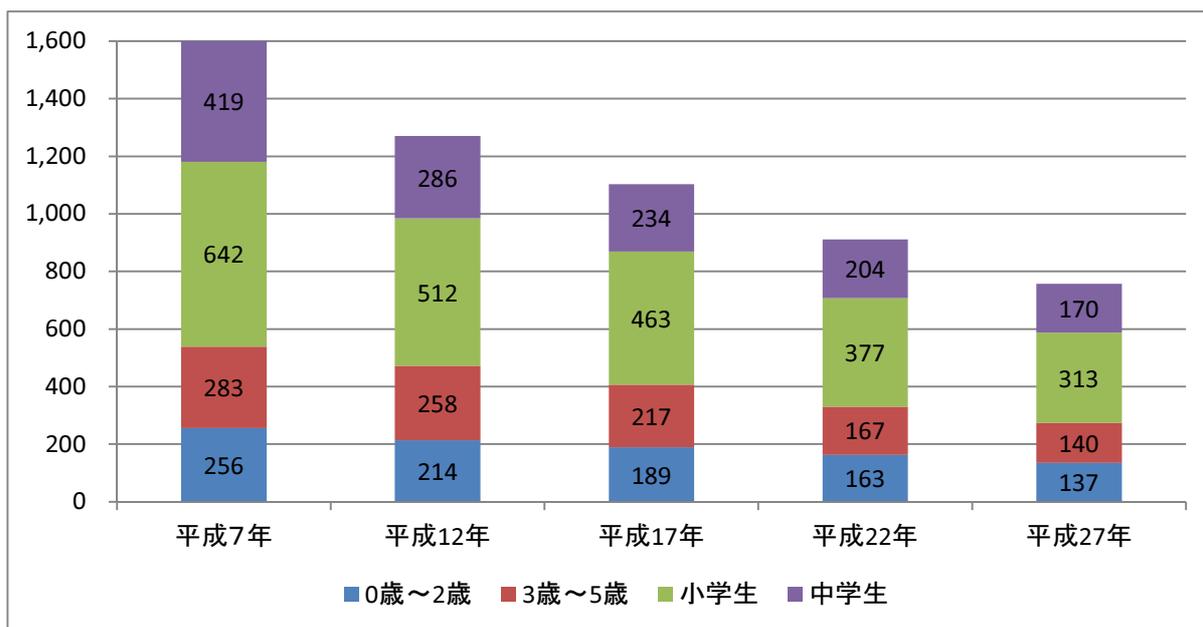
資料：平成7年～22年 国勢調査、平成27年4月1日 住民基本台帳



### ■子どもの人口の推移

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0歳～2歳	256	214	189	163	137
3歳～5歳	283	258	217	167	140
就学前人口計	539	472	406	330	277
小学生	642	512	463	377	313
中学生	419	286	234	204	170
合 計	1,600	1,270	1,103	911	760

資料：平成7年～22年 国勢調査、平成27年4月1日 住民基本台帳



### ■通学区別学齢人口

生年月日(学齢)	通学区			計
	本別	勇足	仙美里	
H21.4.2生～H22.4.1生 (5歳)	28	9	2	39
H22.4.2生～H23.4.1生 (4歳)	45	3	7	55
H23.4.2生～H24.4.1生 (3歳)	32	9	5	46
小計	105	21	14	140
H24.4.2生～H25.4.1生 (2歳)	38	10	5	53
H25.4.2生～H26.4.1生 (1歳)	33	6	4	43
H26.4.2生～H27.4.1生 (0歳)	32	8	1	41
小計	103	24	10	137
合計	208	45	24	277

資料 住民基本台帳 (平成27年4月1日現在)

## 2. 本別町の就学前の子どもの教育・保育の現状

### (1) 幼稚園の現状

幼稚園は、教育基本法及び学校教育法に基づく学校であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培っています。幼稚園では幼稚園教育要領に則し、満3歳から就学前までの子どもが、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通じて人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを養い、ひとりの自立した社会人として生きていくための基礎を培っています。

また、保育所や小学校との連携、地域との交流など小学校までの乳幼児期の教育の支援にも取り組んでいます。

本町には、昭和29年10月、本別カトリック幼稚園が開園され、町内唯一の就学前教育機関として、幼児教育を希望する保護者と地域社会の信頼と支持を得、この間、2,845人（平成27年3月末）の卒園児を数えています。

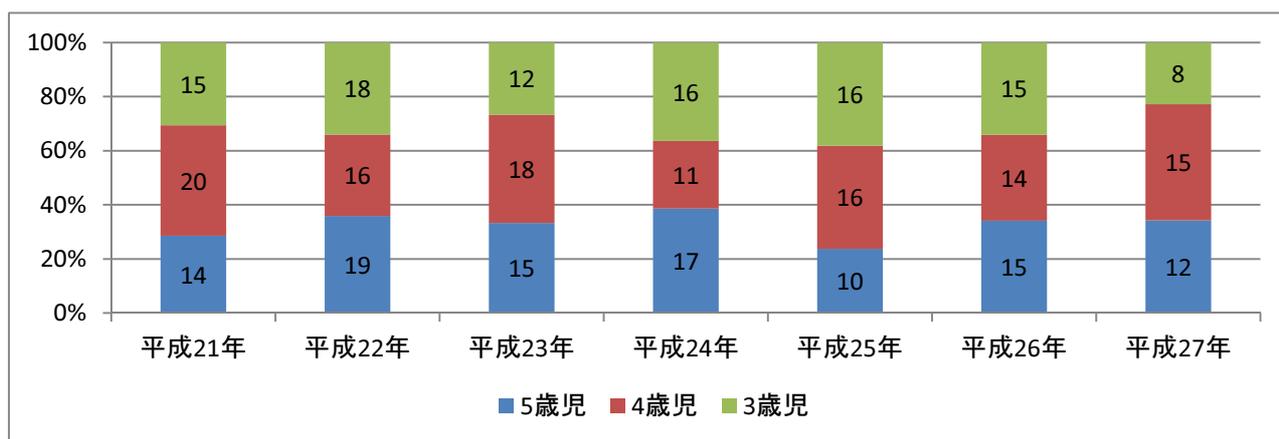
近年は、少子化や保護者の就労状況の変化もあり、園児数は開園当初から比べると大きく減少していることから、釧路カトリック学園の方針により、縦割り保育を実施し、異年齢保育を通し対応しております。

また、子どもはあらゆる体験を重ねる度に成長することから、スポーツ指導・英語教育など特色ある教育も取り組んでいます。

#### ■近年の園児数の推移（本別カトリック幼稚園）

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
5歳児	14	19	15	17	10	15	12
4歳児	20	16	18	11	16	14	15
3歳児	15	18	12	16	16	15	8
合 計	49	53	45	44	42	44	35

資料：平成21年～26年 学校基本調査(毎年5月1日)、平成27年 幼稚園(4月1日)



#### 参考

区 分	昭和32年	平成55年	平成60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
園児数	151	130	99	86	74	54	45

資料：学校基本調査(毎年5月1日)

## (2) 保育所の現状

保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設として保育所保育指針に則し、保育の必要な子どもへの養護と教育を一体的に行っています。6か月から就学前までの子どもの心身の発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して人格形成の基礎である乳幼児期に豊かに成長できるよう保育を行い、保護者に寄り添い就労支援と養育力向上に結び付く家庭支援を行っています。また、幼稚園や小学校との連携、地域との交流など小学校までの乳幼児期の教育の支援にも取り組んでいます。

本町には、中央保育所（昭和55年開所）、南保育所（昭和55年開所）の2か所の常設保育所、勇足へき地保育所（昭和41年開所）、仙美里へき地保育所（昭和43年開所）の2か所のへき地保育所、計4か所の保育所が設置されています。

保育所においても、入所児童数は減少しているものの、保護者の就労状況の変化もあり、2歳以下の児童の入所が増加しており、入所児童の低年齢化が進んでいます。

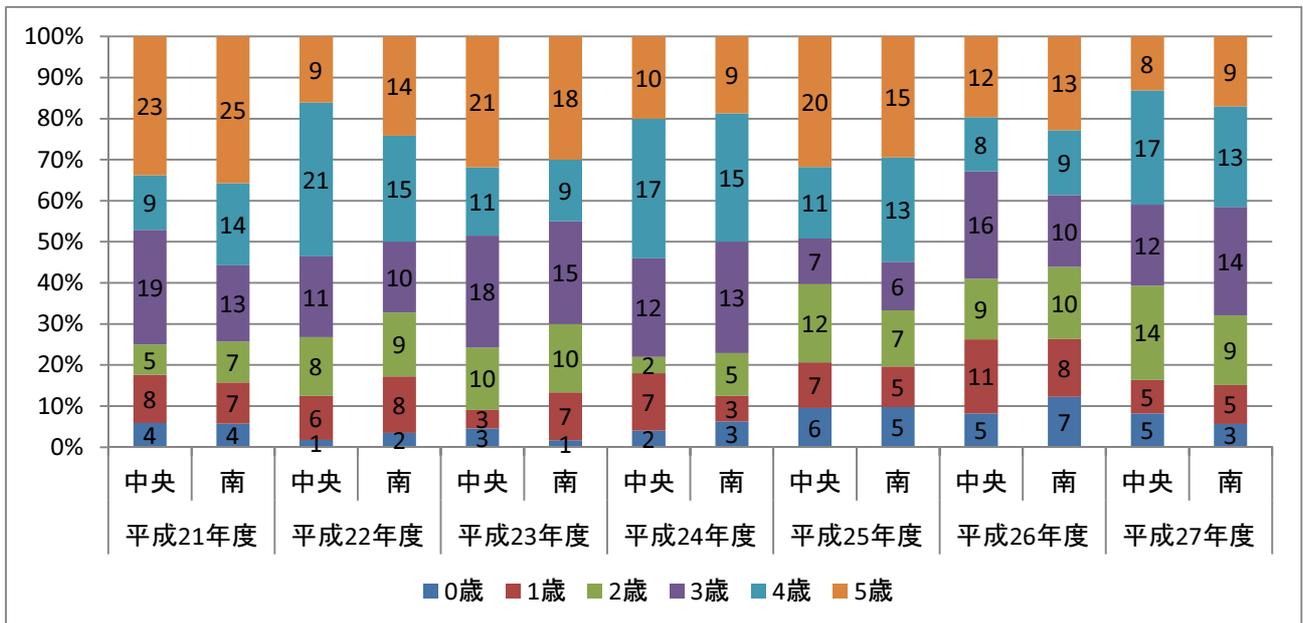
※昭和40年に本別常設保育所が開所、その後、現在の中央保育所に変更

※へき地保育所は、本別町条例により設置

### ■近年の児童数の推移（中央・南保育所）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	中央	南												
児童数	68	70	56	58	66	60	50	48	63	51	61	57	61	53
0歳	4	4	1	2	3	1	2	3	6	5	5	7	5	3
1歳	8	7	6	8	3	7	7	3	7	5	11	8	5	5
2歳	5	7	8	9	10	10	2	5	12	7	9	10	14	9
3歳	19	13	11	10	18	15	12	13	7	6	16	10	12	14
4歳	9	14	21	15	11	9	17	15	11	13	12	9	17	13
5歳	23	25	9	14	21	18	10	9	20	15	11	13	8	9
計	138		114		126		98		114		118		114	

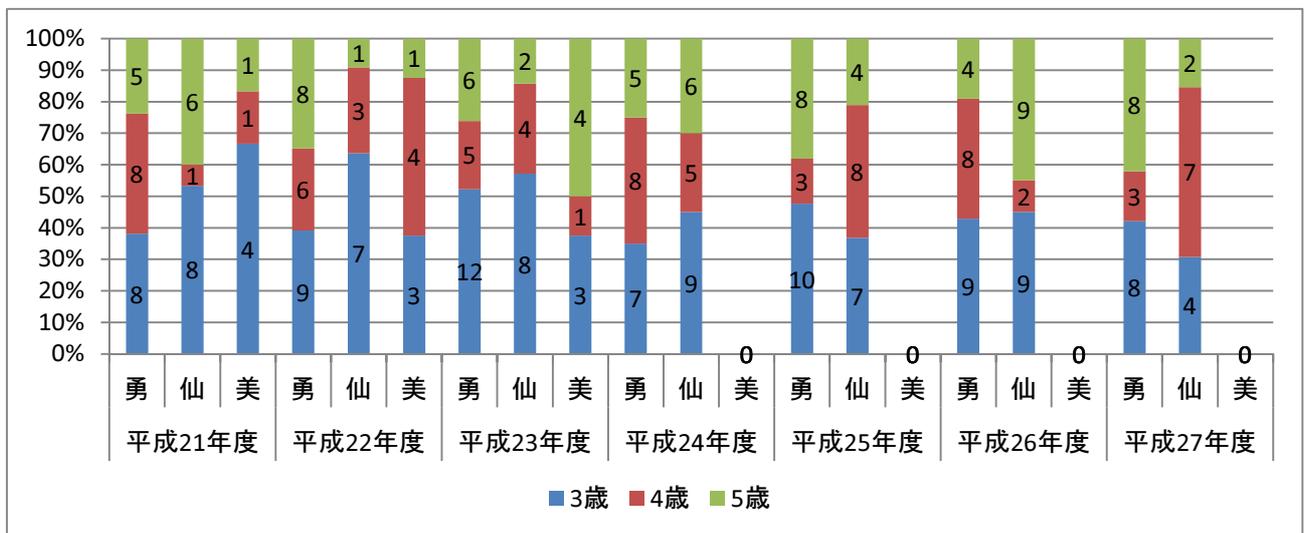
資料：子ども未来課（毎年3月31日）平成27年（4月1日）



■近年の児童数の推移（勇足・仙美里・美里別へき地保育所）

区 分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	勇 足	仙 美 里	美 里 別																		
児童数	21	15	6	23	11	8	23	14	8	20	20	-	21	19	-	21	20	-	19	13	-
3歳	8	8	4	9	7	3	12	8	3	7	9	-	10	7	-	9	9	-	8	4	-
4歳	8	1	1	6	3	4	5	4	1	8	5	-	3	8	-	8	2	-	3	7	-
5歳	5	6	1	8	1	1	6	2	4	5	6	-	8	4	-	4	9	-	8	2	-
計	42			42			45			40			40			41			32		

資料：子ども未来課（毎年3月31日）平成27年（4月1日）



※美里別へき地保育所は、平成23年度末をもって閉所、児童は仙美里へき地保育所へ通所しています。



### (3) 地域子育て支援の現状

#### 地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能を補足し、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点とし、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ち支援することを目的に平成12年10月、旧西保育所内に子育て支援センターを開設しました。

#### 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

こうした需要に対応するため、子育て支援センターにおいて一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的に平成11年5月から事業を開始しました。

#### ファミリー・サポート・センター事業（すきやきたい）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病後児の預かり、早朝・夜間の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を目的に平成17年7月から事業を開始しました。



子育て支援センター ぱまキッズまつり

## 第2章

### 1. 本別町の就学前の子どもの教育・保育の課題

#### (1) 社会の変化と子どもの教育・保育に関する環境について

少子化に歯止めをかけるべく様々な施策を講じているものの、本別町における将来人口（平成33年3月末）は、0歳～5歳人口が200人と予想されており、現状（平成27年4月1日現在）の277人からさらに減少することが見込まれます。

幼稚園においては、入園児童の減少もあり、同年齢児での教育が難しいことから、子ども同士での関わり合いを経験できる縦割り教育を実施しているところ です。

保育所においては、3歳～5歳の児童数が減少し、異なった年齢の児童が同室により保育する状況となっています。一方、入所児童の低年齢化が進み、0歳～1歳児童の増加により乳幼児の部屋が手狭となっています。

勇足、仙美里地区においては、認可保育所がないことから、0歳～2歳児の児童については、市街地の常設保育所に通所しているのが現状となっています。

人口減少時代を迎え、核家族化や地域コミュニティーの希薄化などから家庭や地域での子育てが困難となり、幼稚園や保育所などの就学前子どもの教育・保育施設の担う役割が益々重要となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現とともに、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するために、乳幼児期における教育と保育の総合的な提供が求められています。

現在、幼稚園や保育所では、様々な工夫をした取り組みがなされているものの、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考慮すべきであります。

すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければなりません。そのためには、教育・保育の内容を一層充実させ、子どもが就学前教育から小学校へとスムーズに移行できるような体制づくりを確立していくことが重要です。※ワーク・ライフ・バランス＝仕事と生活の調和

#### ■就学前教育・保育児童数の推移（幼稚園、へき地＝3歳～5歳、常設＝0歳～5歳）

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
幼稚園	49	53	45	44	42	44	35
常 設	138	114	126	98	114	118	114
へき地	42	42	45	40	40	41	32
合 計	229	209	216	182	196	203	181

資料：平成21年～26年 学校基本調査(毎年5月1日)、平成27年 幼稚園(4月1日)

子ども未来課(毎年3月31日)平成27年(4月1日)

#### ■就学前児童数の推計

年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
0歳	35	33	33	33	33	31
1歳	37	36	34	34	34	34
2歳	39	37	36	34	34	34
3歳	40	38	36	35	35	33
4歳	45	40	38	36	33	33
5歳	44	45	40	38	35	35
計	240	229	217	210	204	200

※コーホート変化率法により推計

## (2) 老朽化施設の整備・更新について

現在、本別町には、公立保育所が4施設（認可外のへき地保育所を含む）、私立幼稚園が1施設あり、へき地保育所を除く、市街地の3施設とも築30年以上経過し、老朽化が進んでおり、施設の耐震化も含め、今後、大規模な改築、改修が不可欠とされることから、多大な財政負担が必要となります。

子どもたちの安全の確保はもちろんのこと、質の高い教育・保育のための環境整備が必要なことから、計画的かつ効率的な施設の整備更新を進める必要があります。

### ■施設別建設年次

施設名		建設年次	経過年次
南保育所	南4丁目	昭和55年	35年
中央保育所	北5丁目	昭和58年	31年
カトリック幼稚園	北7丁目	昭和60年	30年
仙美里へき地保育所	仙美里元町	平成8年	19年
勇足へき地保育所	勇足元町	平成23年	4年



南保育所



中央保育所



本別カトリック幼稚園



仙美里へき地保育所



勇足へき地保育所

### (3) 職員の資質の向上と研修の充実

幼稚園、保育所の健全な運営、職員の資質向上を図るには、一定規模の集団の確保が不可欠であり、加えて、ベテラン職員、中堅職員、若手職員がバランス良く配置されるような組織体制を整えることが望ましいと言えます。

町立保育所の保育士については、正規職員の採用を抑えているため、そのかなりの部分を非正規職員が担っています。

幼稚園（私立）、保育所（公立）は、入所要件や保育時間に違いがあることから、これまで互いの施設間において、年数回、年長児に限り交流会を行っているものの、組織的な連携がほとんど行われていないのが現状です。

乳幼児期の子どもたちの教育・保育のあり方の変革期を迎え、認定こども園を中心とする施設の再編・整備を見通すとすれば、幼稚園、保育所の連携、何よりも教育・保育の実践者である幼稚園教諭と保育士の連携が必須となります。

子どもたちのための教育・保育を実践する職員であることには変わりなく、教育・保育の内容の質、職員の資質を高めていくためには、幼稚園教諭、保育士それぞれが絶えず研究と修養に努めるのは勿論のこと、合同研修などの開催し、相互理解を深め、それぞれの経験や専門性を共有すると同時に、これを発展させることが肝要です。

#### ■本別町立保育所の職員数（保育従事者のみ）

施設名	正職員	準職員	臨時	パート	計
中央保育所	3	3	5	1	12
南保育所	3	3	5	0	11
勇足保育所	2	0	2	0	4
仙美里保育所	2	0	0	0	2
計	10	6	12	1	29

平成27年4月1日現在

#### ■幼稚園の職員数（幼稚園教諭のみ）

施設名	正職員	嘱託			計
本別カトリック幼稚園	2	3			5
計	2	3			5

平成27年4月1日現在

#### (4) 行政改革の取り組みについて

本町においては、平成24年2月に第4次本別町行政改革大綱（平成23年度～平成27年度）を策定し、簡素にして効率的な行政基盤の再構築を目指して行財政改革に取り組んでいます。しかし、人口減少や超少子高齢化社会の到来といった社会情勢を受けて、今後の本町の財政見通しは、生産年齢人口の減少による町税収入の落ち込み、地方交付税の減少や、国・道補助負担金の一般財源化や削減など歳入の確保が難しく、他方、高齢者数の増加による社会保障関係費など義務的経費の増大が見込まれます。

これからも必要不可欠な住民サービスの提供を維持していくとともに、子ども・子育て支援を含めた、住民ニーズに細かく対応していくためにも、さらなる財政の健全化に向けた取り組みを推進していかなければなりません。

公立保育所の運営費については、保護者からの保育料と地方交付税措置による一般財源で賄われており、地方交付税の総額が増加しない限り個々の自治体への交付税は増加しないこととなっています。一方、私立幼稚園、私立保育所への運営費は、国、北海道からの負担および保護者からの保育料で賄われます。

このことから、施設の老朽化が懸念される就学前施設の再編、整備にあたっては、将来の就学前児童数など推計し、効果的・効率的な施設運営が求められます。

#### (5) 就学前教育・保育充実と小学校との接続の円滑化について

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

その重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健全な発達を保障します。そのためには、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者に対し、町が条例により定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守を義務付け、施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業者として、質の高い教育・保育を提供する体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることができる体制の整備を進めます。



また、幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続されるよう、就学前施設と小学校とが連携し、子どもに対して体系的な教育・保育が組織的に行われるようにすることは極めて重要です。

認定こども園等に通う年長児を対象に、年に数回お互いの施設又は小学校を訪問し、交流活動を充実させるとともに、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭等による情報交換を行うことにより、小学校への円滑な接続の支援に取り組めます。

## 2. 幼保連携型認定こども園へ移行の推進

### (1) 国内の認定こども園の整備状況

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等を問わず柔軟に子どもを受入れることができる施設であり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる認定こども園法）が平成18年10月に施行されて以降、平成27年4月までに全国で2,836件の認定こども園が整備されています。今後は、認定こども園法の改正により認可手続きの簡素化や指導監督等の二重行政が解消されるなど、新たな設置や既存の幼稚園・保育所からの移行が進み、ますます整備が進むものと予想されています。

### (2) 本別町における教育・保育施設の状況

現在本別町においては、認定こども園は設置されておらず、保護者の就労状況等によって幼稚園又は保育所のどちらかを選択して利用する必要があり、場合によっては年度途中で利用する施設を変更しなければならないケースもあります。また、保育所を利用する場合は、市街地に2か所の常設保育所、勇足地区および仙美里地区にそれぞれ1か所のへき地保育所が設置され、保護者が居住地や勤務地に合わせて利用する施設を選択することができるという利点がある一方、少子化の進行により、施設によっては教育・保育の実施のために必要な一定の集団規模を確保することが難しくなり、これまでも児童数の少なくなった保育所はやむなく統廃合などを行ってきた経緯があります。

### (3) 本別町の教育・保育の一体的提供の推進の考え方

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、かつその発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。したがって教育・保育の一体的提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、すべての子どもの健やかな育成を主眼に置いた検討を行わなければなりません。

このような視点に立ち、今後の本町におけるより良い教育・保育環境の整備を考えた場合、家庭の状況によって利用できるサービスが制限されず、また将来的にも一定の集団規模を確保するためには、その一体的な提供体制を早期に整えることが望ましいと考え、以下の事項について取り組むこととします。

- (1) 町内の既存教育・保育施設について、幼保連携型認定こども園をはじめ、幼稚園型、保育所型又は地方裁量型それぞれの類型の認定こども園化、あるいは新規参入について推進、支援していきます。
- (2) 既存事業者の認定こども園への移行、又は新規参入については、保護者や地域、教育・保育事業従事者の理解を得られるよう、情報の共有と十分な説明を行いながら進めます。
- (3) 民間活力の活用について積極的に推進し、施設整備や人材育成について支援を行うとともに、公私それぞれが果たすべき役割を整理し、子どもの成長、家庭状況、居住地域等に応じた子ども・子育て支援を間断なく提供できる体制を整えます。

※本別町子ども・子育て支援事業計画より抜粋

## 認定こども園とは

1

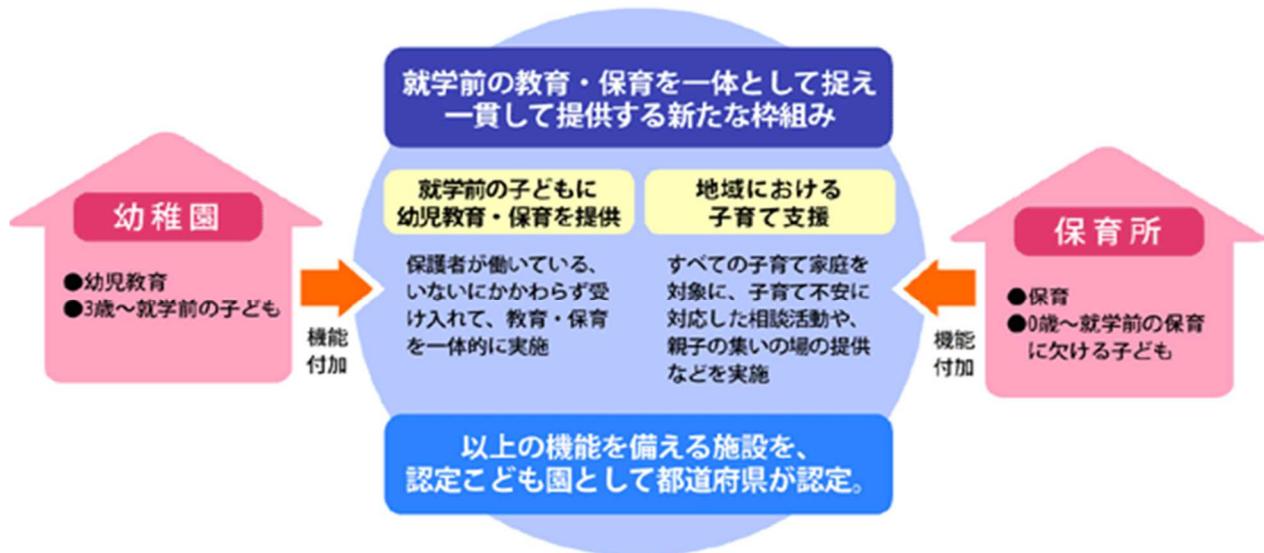
就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

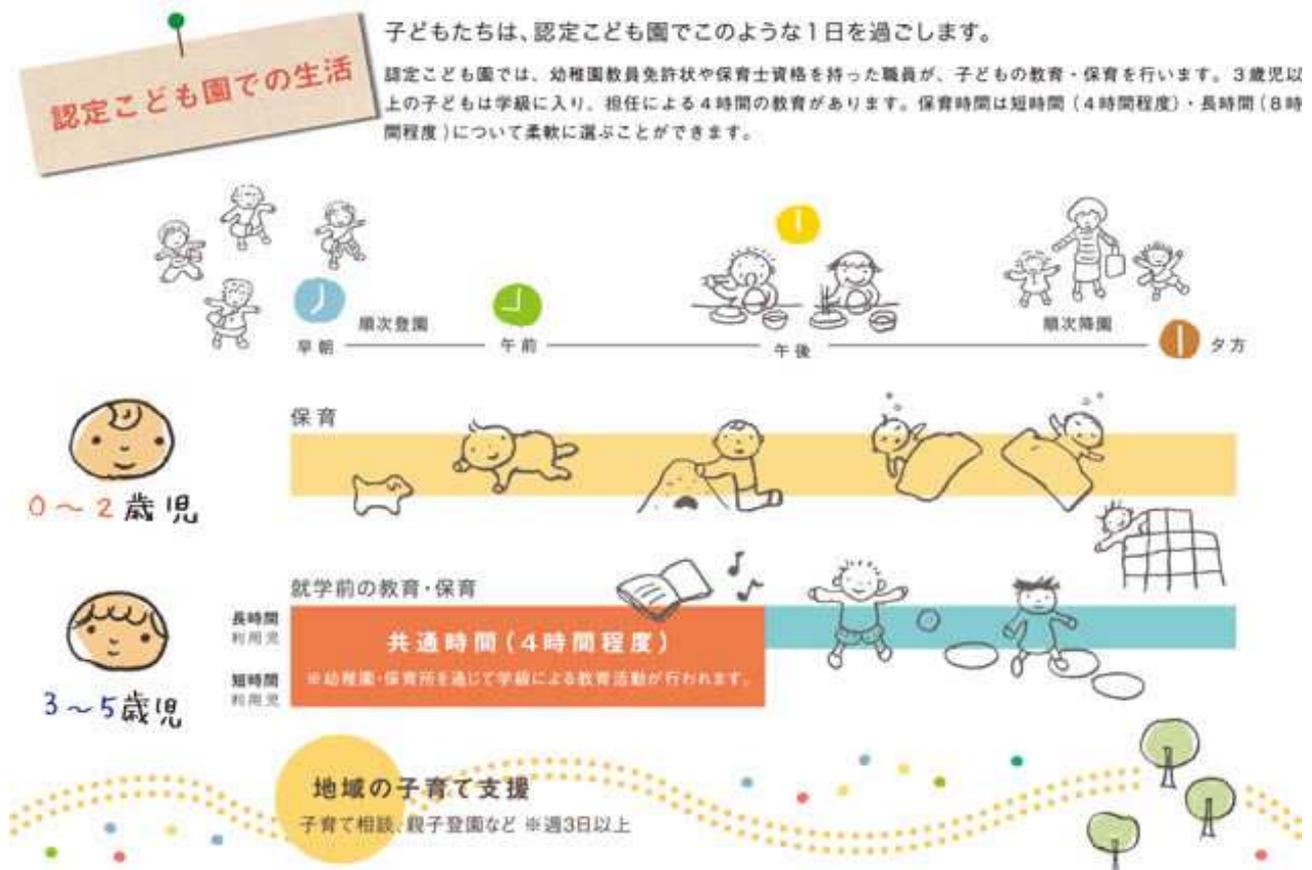
2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



## 認定こども園での1日の過ごし方 (参考)



### 3. へき地保育所のあり方について

本町のへき地保育所については、昭和46年に勇足地区、昭和47年に仙美里地区に、認可外保育施設として町条例により設置され、北海道による指導監督を受けながら運営しているところです。認可保育所と比較しますと、保育時間が短い、定員が少ない、医務室や職員休憩室等の施設を整えていない、などの相違点があります。

入所児童については、満3歳以上の受入としており、0歳から2歳までの乳幼児で保育所を利用したい場合は、認可保育所、あるいは子育て支援センターで行っている一時保育事業を利用いただいている状況です。

平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度では、認可外の保育施設等において、0歳から2歳までの乳幼児を預かる「地域型保育事業」の制度を設けており、施設・運営基準に関する条例については、既に整備済みとなっています。

へき地保育所の今後のあり方については、施設整備、保育従事者の確保、利用者負担の変更などがあることから、保護者や地域のニーズを丁寧に吸い上げながら、今後の利用見込みなどを勘案しつつ、子どもにとっても保護者にとっても最善の方策を見出せるよう、地域との話し合いの場を持ち、早急に方向性を示します。

#### 地域型保育について

**地域型保育**  
0~2さい

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

4つのタイプ

- ① 家庭的保育(保育ママ)**  
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
- ② 小規模保育**  
少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育**  
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
- ④ 居宅訪問型保育**  
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います。

- ① 家庭的保育事業 (保育ママ)
- ② 小規模保育事業 (定員が6~20人の保育事業)
- ③ 事業所内保育事業 (親が勤務する事業所での保育)
- ④ 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)

#### 小規模保育事業への移行の課題

- 給食提供にかかる施設の整備
- 保育施設の整備
- 保育従事者、給食提供従事者など人員の確保
- 利用者負担の大幅な増額

#### 家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業

- 比較的施設整備が可能

## 第3章

### 1. 本別町がめざす就学前教育・保育のあり方について

少子高齢化社会において、女性の社会進出や就労支援などを図りながら、次代の社会基盤を担っていく子どもたちを育成していくことは、町に課せられた重要な責務です。その責任を果たしていくために必要な子育て支援の充実や就学前教育・保育サービス、施設の改修や整備は大きな課題であり、その解決に向けて、厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。

多様化する子育て支援ニーズに柔軟に対応するためには、官・民の役割分担を明確にし、幼稚園機能と保育所機能の一体化、加えて、現在、子育て支援センターにおいて行われている「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター事業」などの子育て支援事業についても、同一、若しくは隣接の施設において行われることにより、利用者の利便性の向上が期待され、さらには、管理・運営サイドの効率性も図られるものと考えられます。

#### 基本方針

- (1) 幼稚園（私立）、保育所（公立）を一元化し、認定こども園を整備する。
- (2) 認定こども園を本町の子育て支援における「地域子育て支援拠点施設」とする。
- (3) 設置箇所として、旧営林署苗畑跡地を候補地とし、関連施設（高齢者施設など）の整備も含め面的整備を進める。
- (4) 多様な教育・保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため民間活力を導入する。
- (5) 地域社会と協働で子育て支援を進める。
- (6) 国の資金と制度（建設費、運営費）を活用するため、地元事業者（学校法人 鉏路カトリック学園 本別カトリック幼稚園）と認定こども園の整備・運営について協議する。

- 旧営林署苗畑跡地を候補地とした理由
    - ① 幼稚園、保育所両施設用地に手狭である
    - ② 園舎、園庭、駐車場を含めると 3,000 m<sup>2</sup>を超える用地が必要
    - ③ 旧営林署跡地利用検討会議において利活用を協議しており、その一部を子育て未来ゾーンとして位置付けている
    - ④ 住宅密集地には適さない
  - 学校法人 鉏路カトリック学園 本別カトリック幼稚園と協議をする理由
    - ① 平成 26 年 11 月、本別カトリック幼稚園から本町において、認定こども園を行いたい旨の申出（平成 28 年度整備、平成 29 年度スタート）
    - ② 昭和 29 年 10 月、本別カトリック幼稚園が開園され、町内唯一の就学前教育機関として、この間、幼児教育を希望する保護者と地域社会の信頼と支持を得、多くの卒園児を輩出している
    - ③ 平成 26 年 11 月の申し入れ時に、現在の公立保育所の保育力（保育士）を必要とする旨の要望がある
- ※ 国においては、認定こども園への移行を促進させるため、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、幼稚園等が認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定が行われるよう特例を設けています。（国会の附帯決議、内閣府からの通知）

## 今後協議する主な事項等

### 1. 認定こども園における教育・保育サービスについて

- (1) 保育時間の検討  
午前7時30分～午後6時30分（現行）
- (2) 乳児保育の検討  
6か月児からの受け入れ（現行）
- (3) 休日保育の検討  
土曜日のみ南保育所において行っている（現行）
- (4) 病児・病後児保育の検討  
実施に向け検討する（現在行われておりません）
- (5) 通園バスの検討  
現在、幼稚園で実施しており、今後の対応について検討
- (6) 給食の検討  
現在、保育所で自園調理にて実施している。今後については、完全給食（ご飯）に向けて検討する。
- (7) 預かり保育の検討  
現行、幼稚園で実施しており、預かり時間を含め検討
- (8) 利用者負担額の検討  
新支援制度により、平成27年4月1日からの利用者負担額を条例化したが、管内的な状況、国の動向も見ながら検討（平成26年4月から幼稚園、保育所ともに第3子以降の児童の利用者負担は無料である）
- (9) 職員配置についての検討  
幼稚園教諭、保育士の配置については、国基準を遵守  
障がい児についても、国基準を遵守  
支援を必要とする児童に対して加配の徹底  
中途、入園児に対応するため、職員の登録制を導入する  
病児・病後児保育の実施のため、看護師等の配置を検討

### 2. 認定こども園における良好な教育・保育環境について

#### 子どもにとって

- (1) 幼児が長時間でも安全に安心して生活できる場であり、乳幼児のそれぞれの発達段階に即した生活が最優先で保障されること
- (2) 本町の人や地域さらには豊かな自然とのかかわりが体験できる場であること
- (3) 0歳児～5歳児までが一貫した教育・保育の内容で生活が展開されること
- (4) 小学校との望ましい接続がされること
- (5) 身体を十分に動かして、のびのびと遊ぶ楽しさが味わえるよう、施設・設備・遊具等が十分かつ安全であること
- (6) 主体的に進める遊びの楽しさが十分に味わえるような教育・保育環境が整えられていること
- (7) 菜園での野菜などの栽培や花壇での花卉などのお世話など、さらには本町の豊かな自然と触れ合える体験ができるような環境が整えられていること

- (8) 幼稚園教諭、保育士との温かい信頼関係のもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること
- (9) 支援が必要な児童について、個々に応じた配慮がされていること
- (10) 乳幼児が長時間生活する場であることを見通し、教育・保育の担当者同士の共通理解を重視した運営体制がとられていること
- (11) 幼稚園教諭、保育士が児童の理解を深め、教育・保育の充実を図るために研修が保障されていること

#### 保護者にとって

- (1) 保護者の就労を保障するための保育機能と幼稚園教育を受けさせる教育機能の両面が備わっており、保護者は自らのニーズに応じた選択ができること
- (2) P T A活動や保護者会活動に参加しやすいこと
- (3) 認定こども園が実施する子育て支援の諸活動へ参加しやすいこと
- (4) 地域ぐるみで子育てが行われる場であること
- (5) 子育てや幼児教育に関する諸情報が得られ、保護者が子ども成長を通じて親として成長することができる場であること
- (6) 必要な子育て支援を受けられること

#### 設置者として

- 幼保連携型 認定こども園教育・保育要領の遵守
  - 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の遵守
- (1) 乳幼児の生活が保障され、教育・保育環境として適切な施設・設備を整えること
  - (2) 施設・教育・保育等の運営にかかわる必要経費が計上されていること
  - (3) 幼稚園教諭、保育士等がバランス良く配置されていること
  - (4) 教育・保育の充実を図るために幼稚園教諭・保育士向けの研修が充実されていること
  - (5) 次世代育成を視野に入れた地域の子育て支援機能を担うため、地域子育て支援拠点事業（①交流の場の提供、②相談、③情報提供、④講習会等の実施）を展開すること

### 3. 財源関係

「参考資料参照」

## 参 考 资 料



新制度における経費内訳について（試算）

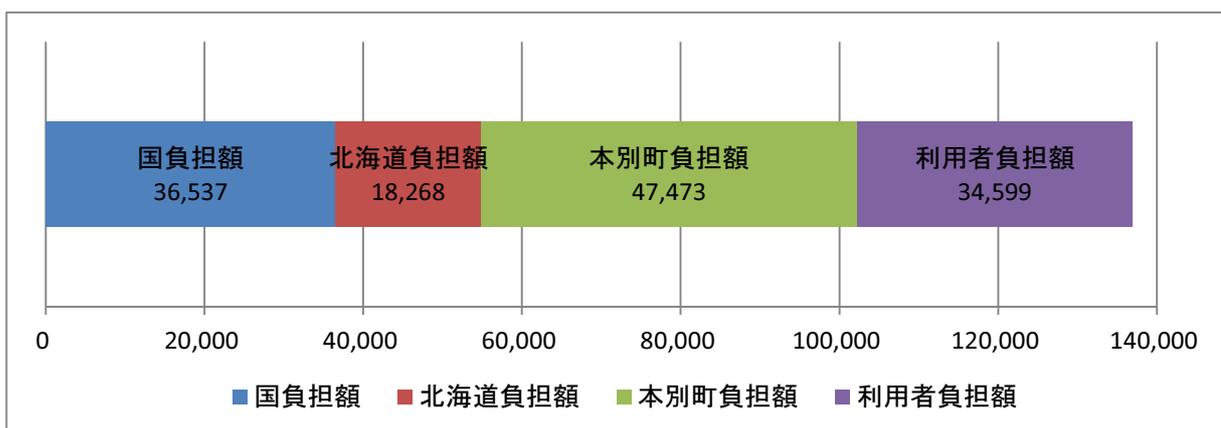
● 認定こども園を民間事業者が運営した場合の財政支援内訳（試算）

年齢	教育標準時間認定 (第1号)	保育標準時間・短時間 (第2号・3号)	計
5歳児	12人	17人	19人
4歳児	15人	30人	45人
3歳児	8人	26人	34人
2歳児	-	23人	23人
1歳児	-	10人	10人
0歳児	-	8人	8人
計	35人	114人	149人

区 分	金額（千円）
公定価格（全体）	A 136,877
利用者負担額（国基準額）幼稚園分 第1号	B 10,101
保育所分 第2号・第3号	C 53,703
国・北海道負担対象額（A-B-C）	D 73,073
国負担額（D×1/2）	E 36,537
北海道負担額（D×1/4）	F 18,268
本別町負担額（D×1/4）	G 18,268
利用者負担額（本別町算定額）幼稚園分 第1号	H 5,486
保育所分 第2号・第3号	I 29,113
本別町独自負担額（B-H）幼稚園分 利用者負担額補てん分	J 4,615
（C-I）保育所分 利用者負担額補てん分	K 24,590

※網掛け部分が町の負担となります。合計 47,473千円

- A 認定こども園の公定価格試算（上記、児童数で試算）
- B 利用負担額 第1号認定児童を国基準で積算
- C " 第2号認定、第3号認定児童を国基準で積算
- D 国・北海道負担対象額（A-B-C）
- E 国負担額（D×1/2）
- F 北海道負担額（D×1/4）
- G 本別町負担額（D×1/4）
- H 利用負担額 第1号認定児童を本別基準で積算
- I " 第2号認定、第3号認定児童を本別基準で積算
- J 本別町独自負担額（B-H）幼稚園分 利用者負担額補てん分
- K （C-I）保育所分 利用者負担額補てん分



町立保育所の運営における経費内訳

■常設保育所（中央、南保育所）の運営費

（歳入）

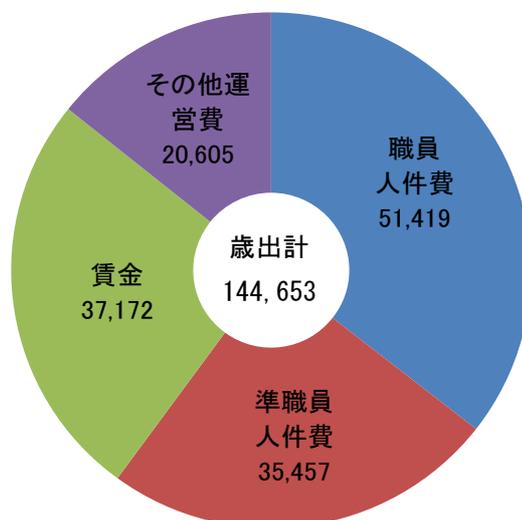
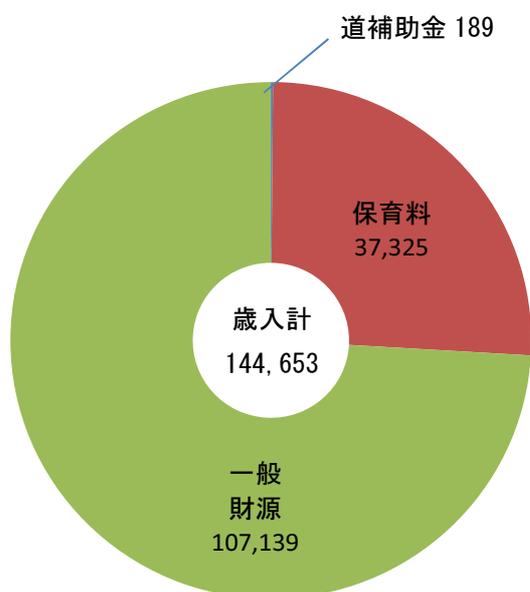
科目	金額（千円）	内 訳
道 補 助 金	189	北海道補助金
保 育 料	37,325	中央保育所 66 人、南保育所 59 人
一 般 財 源	107,139	（地方交付税措置による一般財源）
計	144,653	

※平成 27 年度当初予算ベース

（歳出）

科目	金額（千円）	内 訳
職 員 人 件 費	51,419	保育士 6 人
準職員人件費	35,457	保育士 6 人
賃 金	37,172	保育士 11 人、調理員 6 人、管理人 2 人、代替保育士
その他運営費	20,605	需用費、役務費、委託料、賃借料、備品費、負担金など
計	144,653	

※平成 27 年度当初予算ベース



■へき地保育所（勇足、仙美里保育所）の運営費

（歳入）

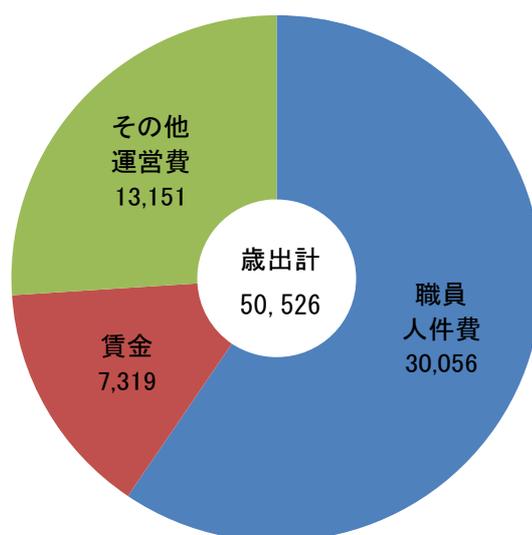
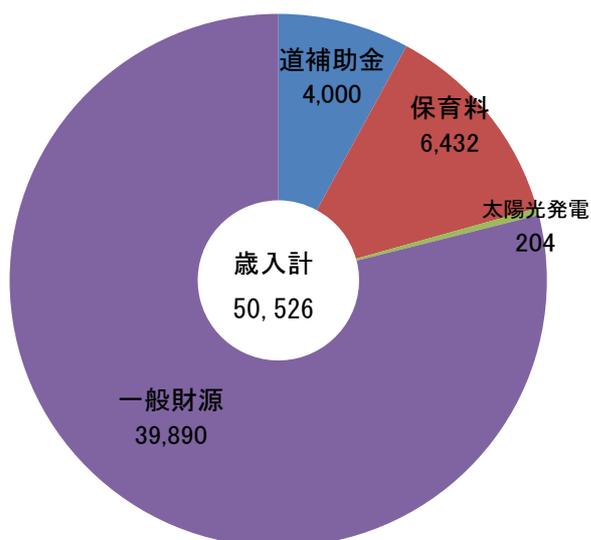
科目	金額（千円）	内 訳
道補助金	4,000	北海道補助金
太陽光発電	204	発電収入
保育料	6,432	勇足保育所 22 人、仙美里保育所 22 人
一般財源	39,890	
計	50,526	

※平成 27 年度当初予算ベース

（歳出）

科目	金額（千円）	内 訳
職員人件費	30,056	保育士 4 人
賃 金	7,319	保育士 2 人、代替保育士
その他運営費	13,151	需用費、役務費、委託料、賃借料、負担金など
計	50,526	

※平成 27 年度当初予算ベース



■地域子育て支援拠点事業の職員数

施設名	正職員	準職員	臨時	代替	計
子育て支援センター	1	1	1	1	4

■子育て支援センター（地域子育て支援拠点、一時保育、ファミ・サポ）の運営費

（歳入）

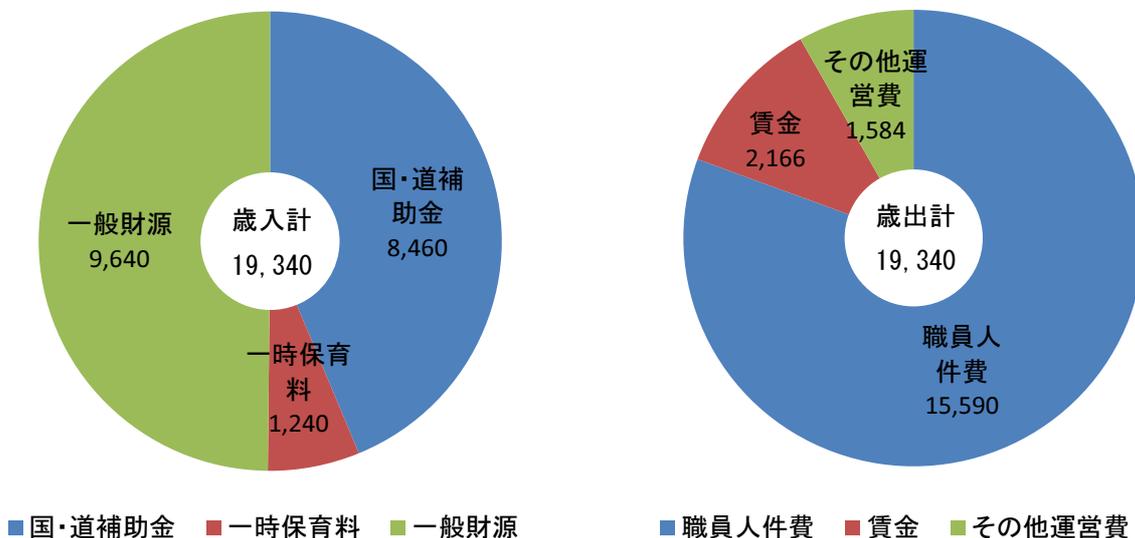
科目	金額（千円）	内 訳
国・道補助金	8,460	拠点 4,968、一時 1,892、ファミサポ 1,600
一時保育料	1,240	保育料 200 円 × 6,200 時間
一般財源	9,640	
計	19,340	

※平成 27 年度当初予算ベース

（歳出）

科目	金額（千円）	内 訳
職員人件費	15,590	保育士 2 人
賃 金	2,166	保育士 1 人、代替保育士、管理人 1 人、
その他運営費	1,584	需用費、役務費、委託料、賃借料など
計	19,340	

※平成 27 年度当初予算ベース



● 認定こども園を民間事業者が建設した場合の財政支援

対象事業者＝社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人

認定こども園施設整備交付金 5/10	事業者 2.5/10	本別町 2.5/10
-----------------------	---------------	---------------

- ※ 認定こども園のうち、幼稚園児（1号）に係る定員により、交付基準額を算出
- ※ 設計加算

保育所等整備交付金 5.5/10 (5/10)	事業者 2.25/10 (2.5/10)	本別町 2.25/10 (2.5/10)
-------------------------------	----------------------------	----------------------------

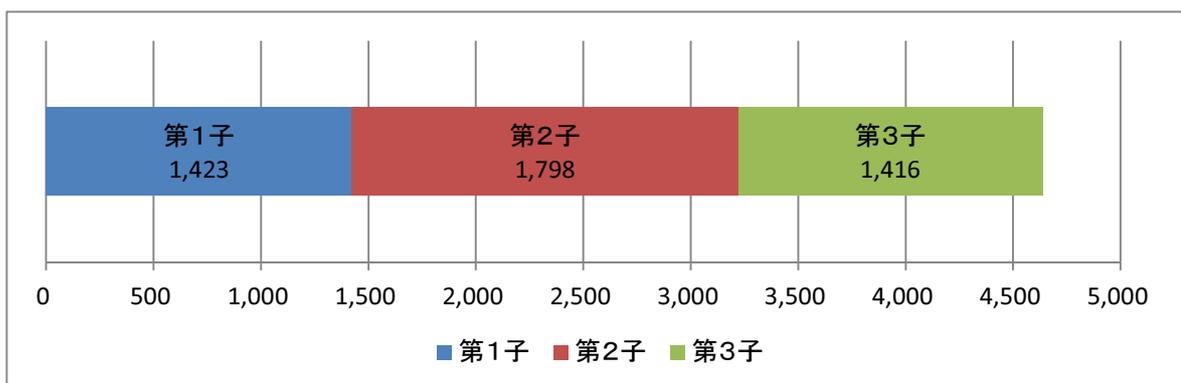
- ※ 認定こども園のうち、保育児童（2号・3号）に係る定員により、交付基準額を算出
- ※ 開設加算、過疎地域加算、土地借料加算、設計加算

● 認定こども園を本別町が建設した場合の財政支援

「認定こども園施設整備交付金」「保育所等整備交付金」は対象外のため、非該当財源は、起債に頼ることとなる。

● 幼稚園就園奨励費に係る経費について

平成 27 年度予算額（歳出）	4,637 千円	第 1 子	1,423 千円
（歳入）	1,527 千円	第 2 子	1,798 千円
（差引）	3,110 千円	第 3 子	1,416 千円
		計	4,637 千円



※平成 27 年度当初予算ベース